

延長保証(以下「本保証」といいます)は、株式会社スワニー(以下「スワニー」といいます)と、株式会社スワニーの100%子会社である株式会社スワニーク(以下「弊社」といいます)とが連帯して提供するサービスです。本保証の提供にかかる業務は弊社が行うものとし、一部業務を第三者(以下、「委託会社」といいます)に委託することができるものとします。本保証にご加入いただくお客様(以下、「お客様」といいます)は、「スワニーク延長保証 サービス規約」(以下「本規約」といいます)に同意いただくものと、本規約に定めるところに従い、修理(以下「保証修理」といいます。)サービスを受けることができます。

■第1条.保証範囲

- 1.スタンダード(自然故障):本保証は、お客様が製品に同梱されている取扱説明書や注意書に記載のある正しい使用方法に従って正常に使用したにも関わらず生じた機械的故障です。本製品に生じた故障で、且つスワニーの保証規定にて保証対象となる故障(以下「自然故障」といいます)を対象とします。(但し、キャスター磨耗などの消耗部品は除く)
- 2.プレミアム(物損故障):上記1.のスタンダードに加え、落下・破損等の突発的なアクシデントによる故障にも対応します。(但し、キャスター等の消耗部品は除く) 修理補償金額:1年目100%。2年目80%。3年目60%。
- 3.購入時の商品金額を保証上限金額とします。

■第2条.保証期間

- 1.本保証が効力を有する期間は、本製品のメーカー保証期間(1年間)終了日の翌日から始まり、延長保証終了日に終了します(以下、この期間を「延長保証期間」といいます)。
- 2.延長保証期間内において本製品に係る修理回数に制限はないものとします。なお、第5条に定める事項に該当する場合には、延長保証期間に関わらず本保証は終了となります。事由の如何に関わらず、スワニー及び契約取次店の事情により本保証外で代替品(新品)が提供された場合、当初設定の延長保証期間が延長されることはなく、延長保証カードに記載された保証終了日は変更されないものとします。

■第3条.保証内容

- 1.延長保証期間内に本製品に不具合が発生した場合には、保証修理を行います。
- 2.出張修理での保証修理は行いません。弊社が指定する拠点まで、お客様にお持込いただくか、片道送料負担で本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。弊社が指定する拠点までの往路若しくは復路(片道分)の送料は、延長保証金額の一部として本保証に含まれます。

■第4条.代替品

- 1.代替品(新品)を提供することで保証修理に代えさせていただきます場合もございます。代替品に関しては本製品と同一型番の製品の提供を行います。但し、欠品中の場合は入荷次第の代替品の提供となります。また、製造中止等により同一型番の製品手配が困難な場合、保証上限金額の範囲内にて同等機種をもって代替品とします。また、代替品の提供にあたって、お客様は弊社に対して機種、型番の指定はできません。
- 2.代替品(新品)の提供により、本保証は終了します。代替品が提供された場合には、修理依頼された本製品の所有権は、当該代替品の提供と引換えに弊社に移転するものと、弊社は、その後、かかる本製品をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。

■第5条.保証の終了

- 以下の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。
- 1.第2条の定めるところに従い、延長保証期間が満了した場合。
 - 2.第4条の定めるところに従い、代替品(新品)が提供された場合。
 - 3.本製品のメーカー倒産、事業撤退、その他、本製品の修理又は交換による修理を行うことができなくなった場合。

■第6条.お客様のご負担となる主な費用

- 1.保証修理を行う際、弊社が指定する拠点までの往路若しくは復路どちらかの片道分の送料。
- 2.本保証利用時にお客様からのご連絡に必要な費用、その他通信費用。
- 3.本保証の対象外(キャスター等の消耗部品・四輪スッパ・その他オプション追加)となる故障及び当該修理に必要な費用。
- 4.本保証の対象外となり、当該修理をキャンセルされた場合に必要となる技術費用、物流費用、見積費用等一切の費用。

■第7条.保証修理の依頼方法

延長保証期間内に本製品に不具合が発生した場合には、お客様は、契約取次店舗、または延長保証お客様窓口(下記記載)に連絡して保証修理をご依頼ください。保証修理受付時に、弊社より保証修理手続の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。なお、メーカー保証期間内の不具合に関しては、スワニーのコールセンターTEL.0879-25-0252/FAX.0879-25-0340[受付時間9:00~12:00/13:00~17:00](土・日・祝日を除く)へ修理をご依頼ください。

- 1.お客様より保証修理のご依頼をいただいた際、弊社は、本保証に関する登録情報(お客様契約NO.、製品情報及び個人情報)の確認をいたします。その際、登録情報と相違があった場合、その他お客様より必要な情報のご連絡をいただけない場合には、本保証が提供されない場合がございますので、本保証の加入後、延長保証カード(必要情報が記載されております。)の保管・管理に十分ご注意ください。
- 2.弊社、又は契約取次店舗以外へ修理を依頼された場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
- 3.お客様のご都合により、保証修理受付日から1か月経過しても修理の着手が出来ない場合には、保証修理受付を無効といたします。

■第8条.登録情報の変更

以下の場合は、速やかに延長保証専用ダイヤルまでご連絡ください。ご連絡いただけなかった場合には、本保証が適用されない場合があります。なお、延長保証書に記載されたお客様情報の変更は、ご本人様又は委任代理人様からのご連絡いただいた場合に限り承ります。

- 1.延長保証期間中に延長保証書に記載されたお客様名や電話番号、ご住所等の変更がある場合。なお、本製品を第三者へ転売や譲渡をされる場合には、本規約をご説明の上、お客様より新しい所有者の情報をご連絡ください。
- 2.スワニーまたは契約取次店より代替品の提供等が行われ、製品情報に変更があった場合。

■第9条.個人情報の使用

弊社は、お客様よりご提供いただいた製品情報、個人情報等を本規約遂行目的の為、以下の場合に限り、弊社の責任において、事業協力会社(委託会社・本製品のメーカー・修理会社・店舗・金融機関等)、保険会社等へ個人情報を提供いたします。

■第10条.間接損害等

法律上の請求原因の種類を問わず如何なる場合においても、間接損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等)、特別損害、付随的損害、拡大被害、その他の機器や部品に対する損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害(障害に起因する死亡及び怪我を含む)並びに他の財物に生じた損害に関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。

■第11条.保証の適用除外事項

- 以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないものとします。
- 1.お客様又は第三者の故意若しくは過失又は本製品のメーカー保証の対象外である加工、改造、修理若しくは清掃に起因する不具合及び損害
 - 2.取扱説明書、注意書に記載のある使用方法と異なる不適切な使用(管理の不備、改造行為)等、取扱いが不適当であることに起因する不具合及び損害
 - 3.本製品のメーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する不具合及び損害(特殊な環境での使用を含む)
 - 4.火災、落雷、水濡れ、地震、その他天災地変等や、異物の混入(虫や埃等)の外部要因事由に起因する不具合及び損害で、本製品の状態が確認できない場合
 - 5.本製品のメーカーが指定する消耗品(キャスター等)交換に係る費用
 - 6.消耗品単体の不具合及び損害
 - 7.本製品のメーカー指定外の部品使用に起因する不具合及び損害
 - 8.盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客様が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合
 - 9.経年変化あるいは通常損耗により発生する現象で、経年劣化の範囲に相当するもの(外装品、塗装面、樹脂部品、スプリング等のヘタリ、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ変質、変色、その他類似の事由等)
 - 10.本製品の機能及び使用に影響の無い損害(外傷、傷、日焼け)
 - 11.本製品のメーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品及びリコール部位に起因する本製品の不具合及び損害
 - 12.本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等
 - 13.弊社が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、弊社が故障の存在を確認できなかった場合
 - 14.本保証の対象外に起因する故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、物流費用、修理見積費用等
 - 15.部品交換を伴わない調整、その他手直し修理、保守、点検、検査、作業等(清掃、オーバーホール等で完了する場合)
 - 16.お客様ご自身で付加されたシール・カバー類、塗装・刻印等を元の状態へ復旧する費用
 - 17.本保証以外の保証(製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等)及び保険の制度により補償される場合
 - 18.弊社を経由せず、保証修理をご依頼された場合、また、本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼
 - 19.国又は公共団体の公権力の行使に起因する不具合及び損害
 - 20.核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び損害
 - 21.戦争(宣戦の有無を問わず)、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事象に起因する故障及び損害
 - 22.本製品の損害に係る申告内容の真实性について明らかな疑義がある場合
 - 23.本製品と異なる製品(製品情報等が異なる等)の保証修理をご依頼された場合や、本製品の製品情報が確認出来ない場合

■第12条.その他の注意事項

- 1.故障並びに損害の認定等について弊社とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、弊社は、中立的な第三者の意見を求めることができます。
- 2.保証修理依頼品において、返却可能日をお知らせしている場合(お客様のご都合でお知らせできない場合を含む)、依頼をお受けした日から1年間を経過してもお受け取りいただけないときは、当該商品を弊社にて自由に処分することができるものとします。その際には修理費用(キャンセルに伴う一切の費用を含む。)に加え、処分に要した費用の一切を、弊社の請求に従い速やかにお支払いいただくものとします。
- 3.弊社は、本保証について理由の如何に関わらず、保証料金の返金は行いません。
- 4.お客様は、本保証にお申込いただいた時点で、本規約にご同意いただいたものとします。
- 5.本保証の内容などお客様に重大な影響を及ぼす条件を除き、弊社はいつでも本規約の一部(お客様窓口の連絡先、受付時間等を含みます)を変更、修正、追加又は削除することができるものとします。変更した規約は、お客様が当該変更の内容を確認しうる状態となったとき(変更された規約がウェブサイトに掲載された時点、又は変更等を通知するメールがお客様に配信された時点を含む)から、お客様に対して適用されるものとします。
- 6.本規約等は日本法に基づき解釈されるものとします。また、お客様と弊社との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴訟に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

■第13条.損害保険

- 1.弊社は、本保証の運営を担保するために、保険会社と保険契約を締結する場合がございます。当該保険契約の締結履行、保険金請求手続その他に関し、お客様は何ら異議を述べないものとします。
- 2.弊社は、お客様からの不具合による保証修理依頼があった場合、前項の保険契約に基づき保険会社に対し保険金を請求することがあります。その場合、お客様に対しても故障の発生状況等により保険会社の調査が入る場合がございますのでご了承ください。